

## 精華町と京都文教大学並びに京都文教短期大学との連携協力に関する協定書

精華町と京都文教大学並びに京都文教短期大学は、相互の人的、知的、物的資源の交流と活用を図り、第1条に掲げる目的を推進するために、協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、精華町と京都文教大学並びに京都文教短期大学が包括的な連携のもと、健康、福祉、教育、文化、地域産業、まちづくり等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

### (協力事項)

第2条 精華町と京都文教大学並びに京都文教短期大学は、次の事項について協力する。

- (1) 保育、子育て支援など児童福祉の発展に関する事項
- (2) 健康増進、福祉の向上に関する事項
- (3) 教育、文化、スポーツの振興・発展に関する事項
- (4) 産業、観光振興、まちづくりの推進に関する事項
- (5) 人材の育成に関する事項
- (6) その他精華町と京都文教大学並びに京都文教短期大学が協議して必要と認める事項

### (期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から平成32年3月31日までとする。

ただし、この協定書の有効期間満了の2か月前までに、精華町と京都文教大学並びに京都文教短期大学のいずれからも改廃の申し入れがない場合には、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### (その他)

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の具体的事項及びその他必要な事項については、精華町と京都文教大学並びに京都文教短期大学が協議して別に定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を3通作成し、署名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成31年2月21日

精華町 町長

京都文教大学 学長

京都文教短期大学 学長